

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校事務主管課  
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課 御中  
附属学校を置く各公立大学法人附属学校事務主管課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

### 令和2年度用小学校社会科補助教材の配布及び必要部数調査について

令和2年度から小学校においては新学習指導要領が全面実施されますが、社会科の第3学年、第4学年については、目標及び内容をそれぞれ学年ごとに分けて示すとともに、内容に関する所要の充実を図っているところです。しかしながら、令和元年度において第3学年の児童には、現行学習指導要領に基づく教科書（3・4年の上下巻）が給与され、来年度（第4学年に進級後）からの新学習指導要領全面実施下においても、本年度給与されている同じ教科書を引き続き使用するため、これを補完するための教材が必要となります。

このことから令和2年度に第4学年となる児童に対し、小学校社会科補助教材（以下、社会科補助教材）を作成・配布することとなりましたのでお知らせします。

なお、社会科を含む令和元年度において第1学年、第3学年及び第5学年の児童に給与された、現行学習指導要領に基づく2箇年供用の教科書については、令和2年度それぞれ第2学年、第4学年及び第6学年でも使用しますので、廃棄しないよう御留意ください。

また、併せて各小学校等における社会科補助教材の必要部数等を把握するための調査を行います。

については、都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、指定都市教育委員会においては所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く国立大学法人においては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社の設置する学校に対し、下記「1. 社会科補助教材について」に関して十分周知するとともに、「2. 社会科補助教材の必要部数調査について」により、令和2年度の第4学年児童数等の見込み及び教科書の採択状況等につき照会し、とりまとめの上御回答いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 社会科補助教材について

##### (1) 配布する補助教材

教材の種類	対象	使用年度（年数）
令和2年度用小学校社会 （第4学年）	令和2年度小学校第4学年の児童 （現第3学年の児童）	令和2年度 （1年間）

下記の教科書発行者（※1）がそれぞれの教科書に準拠して作成した補助教材（冊子）を配布します（※2）。

当該補助教材は新小学校学習指導要領社会科における「2内容（3）」及び「3内容の取扱い（2）」の内容に基づいて作成され、ページ数は32～36ページ（表紙を含む。）を予定しています。

- ・東京書籍株式会社
- ・教育出版株式会社
- ・日本文教出版株式会社

（※1）光村図書出版株式会社は、令和2年度より小学校社会科の教科書を発行しません。

（※2）各学校に配布する補助教材は、新小学校学習指導要領の下で採択している小学校社会科検定済教科書の発行者が作成する補助教材となります。このため、現在、令和元年度第3学年の児童に給与されている教科書発行者と異なる場合もありますので御留意ください。

（2）配布部数（予定）

送付先	送付物	部数
①都道府県教育委員会	域内で採択している全ての教科書発行者の補助教材	各100部（※3）
	上記以外の教科書発行者の補助教材	各10部（※3）
②指定都市教育委員会	採択している教科書発行者の補助教材	最大200部（※3、4）
③市区町村教育委員会 （指定都市を除く。）	採択している教科書発行者の補助教材	最大50部（※3、4）
④都道府県私立学校担当部局	当該都道府県内の私立学校で採択されている全ての教科書発行者の補助教材	各10部（※3）
⑤各国公私株式会社立学校	採択している教科書発行者の補助教材	令和2年度における第4学年の児童分（※5、6） 担当教師分及び 学校予備分（※7）

（※3）①～④で送付する部数には、各教育委員会等において「（5）過不足、紛失等への対応」及び「（6）公立図書館等への所蔵」のために使用する部数を含みます。各教育委員会等においては、（5）及び（6）のために使用する部数を確保する必要があることあらかじめ御留意ください。

（※4）指定都市教育委員会は上限を200部、市区町村教育委員会は上限を50部として、「2. 社会補助教材の必要部数調査について」により実施する調査にて報告いただいた希望部数を配布します。

(※5) 「1. (7) 点字版及び拡大版補助教材の配布並びに音声版補助教材の配信」の点字版及び拡大版補助教材の配布対象児童を除くものとします。

(※6) 令和2年度に複式学級A B方式で第4学年の内容を学習する第3学年(令和元年度第2学年)の児童は、現行学習指導要領に基づく教科書が給付されますので、令和2年度における第3学年の児童数も含めて必要部数を申請してください。

(※7) 上限を10部として、「2. 社会補助教材の必要部数調査について」により実施する調査にて報告いただいた希望部数を配布します。

(3) 配布時期(予定)

令和2年2月から3月

(4) 配布方法

梱包配送業者の決定後に、改めて事務連絡でお知らせします。

(5) 過不足、紛失等への対応

「(2) 配布部数(予定)」にある通り、各学校への配布部数には予備も含まれますが、児童の転出入による過不足や紛失等が発生した場合は、設置者を中心として下記の要領で調整していただくようお願いいたします。

①各学校において余剰があった場合

他校における不足や紛失等に対応するため、児童及び担当教師への配布後に学校で残部が出た場合は設置者が速やかに回収するなど、設置者を中心に適切に対応していただくようお願いいたします。

②各学校において不足や紛失等があった場合

以下の要領で調整をお願いします。

都道府県立学校 における不足	学校から都道府県教育委員会に調整を依頼してください。
市区町村立学校 における不足 (指定都市を含む。)	学校から市区町村教育委員会に調整を依頼してください。調整が困難な場合は、市区町村教育委員会から都道府県教育委員会に調整を依頼してください。
私立学校 における不足	学校から都道府県私立学校担当部局に調整を依頼してください。調整が困難な場合は、都道府県私立学校担当部局から都道府県教育委員会に調整を依頼してください。
国公立大学附属学校 における不足	複数の附属学校を有する国公立大学法人においては、学校間で調整してください。調整が困難な場合は、国公立大学法人から都道府県教育委員会に調整を依頼してください。
株式会社立学校 における不足	学校から構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課に調整を依頼してください。

### ③都道府県教育委員会で調整が困難になった場合

都道府県教育委員会から文部科学省に調整を依頼してください。その場合の連絡先については、後日事務連絡でお知らせします。

#### (6) 公立図書館等への所蔵

本補助教材は市販されないことから、児童等以外の一般の方々への閲覧に供するため、都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会に対し、送付する本補助教材の一部を公立図書館等へ所蔵していただくことを依頼する予定です。

このことについては、後日事務連絡でお知らせします。

#### (7) 点字版及び拡大版補助教材の配布並びに音声版補助教材の配信

本補助教材については、点字版、拡大版及び音声版を作成し、必要とする児童に配布する予定です。また、音声版の配信も予定しています。詳細については、後日事務連絡でお知らせします。

#### (8) その他

本補助教材の著作権は、教科書同様に各教科書発行者に帰属します。複製については、著作権法において複製等が認められている場合を除き、著作権者への事前の利用許諾申請及び著作権使用料の支払いの必要が生じることに御留意ください。

## 2. 社会科補助教材の必要部数調査について

「令和2年度用小学校社会補助教材必要部数調査要領」（別添1）を御確認の上、期日までに「社会調査票」（別添2）を御提出ください。

- ・ 回 答 先：文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室審議・調整係  
メールアドレス：kyokyo@mext.go.jp
- ・ 提 出 物：「社会調査票」
- ・ 回答期限：令和元年9月20日（金）

### 【担当】

文部科学省初等中等教育局教育課程課

#### 《1. 社会科補助教材について》

教育課程総括係（桑田、塩見、久保田）

TEL 03-5253-4111（内線2073）

FAX 03-6734-3734

E-mail [kyoiku@mext.go.jp](mailto:kyoiku@mext.go.jp)

#### 《2. 社会科補助教材の必要部数調査について》

教育課程企画室審議・調整係（賀佐、田代、平）

TEL 03-5253-4111（内線4730）

FAX 03-6734-3734

E-mail [kyokyo@mext.go.jp](mailto:kyokyo@mext.go.jp)